

個人情報取扱特記事項

(基本事項)

第1条 この契約（又は協定）により、発注者からの事務の委託を受けたもの、又は公の施設の指定管理者（以下「受注者」という。）は、この契約（又は協定）による事務を処理するに当たり、個人情報を取り扱う際には、個人情報保護の重要性を認識し、個人の権利利益を侵害することのないようにしなければならない。

(個人情報保護責任者)

第2条 受注者は、この契約（又は協定）による事務を処理するに当たり、個人情報保護責任者を定め発注者に通知しなければならない。

2 個人情報保護責任者は、個人情報保護に関する窓口となり、この個人情報取扱特記事項に関し適切な履行のための監督及び指示を行わなければならない。

(秘密の保持)

第3条 受注者は、この契約（又は協定）による事務に関し知り得た個人情報をみだりに他人に知らせ、又は不当な目的に使用してはならない。

2 受注者は、この契約（又は協定）による事務に従事させる者に対し、在職中及び退職後においても、この契約（又は協定）による事務に関して知り得た個人情報をみだりに他人に知らせ、又は不当な目的に使用してはならないことその他個人情報の保護に関し必要な事項を周知しなければならない。

3 前2項の規定は、この契約（又は協定）が終了し、又は解除された後においても同様とする。

(委託目的以外の使用の禁止)

第4条 受注者は、発注者の指示又は承諾があるときを除き、この契約（又は協定）による事務に係る個人情報を当該事務の処理以外の目的に使用し、又は第三者に提供してはならない。

(第三者への提供の禁止)

第5条 受注者は、この契約（又は協定）により保有する個人情報を第三者へ提供してはならない。

(事故発生時の報告義務)

第6条 受注者は、この個人情報取扱特記事項に違反する事態が生じ、又は生じる恐れがあることを知ったときは、速やかに発注者に報告し、その指示に従わなければならない。この契約（又は協定）が終了し、又は解除された後においても同様とする。

(再委託の禁止又は制限)

第7条 受注者は、発注者の書面による承諾があるときを除き、この契約（又は協定）による事務に係る個人情報の処理を自ら行うものとし、第三者にその処理を委託してはならない。

(複写及び複製の禁止)

第8条 受注者は、発注者の指示又は承諾があるときを除き、この契約（又は協定）による事務に係る個人情報を複写し、又は複製してはならない。

(厳重な保管及び搬送)

第9条 受注者は、この契約（又は協定）による事務に係る個人情報の漏えい、改ざん、き損、滅失その他の事故を防止するため、個人情報の厳重な保管及び搬送に努めなければならない。

(個人情報の返還又は処分)

第10条 受注者は、この契約（又は協定）が終了し、又は解除されたときは、この契約（又は協定）による事務に係る個人情報を速やかに発注者に返却し、又は漏えいを起こさない方法で確実に消去し、若しくは処分しなければならない。

(違反した場合の措置及び損害賠償)

第11条 発注者は、受注者がこの個人情報取扱特記事項に違反しているおそれがあると認めるときは、立入調査を行い、又は必要な報告を求めることができる。

2 前項の調査等の結果、受注者の違反の事実が明らかになったときは、発注者は契約（又は協定）の解除及び損害賠償の請求をすることができる。

(その他)

第12条 受注者は、第2条から前条までに掲げるもののほか、個人情報の適正な管理のために必要な措置を講じなければならない。